

画期的な福井地裁判決を受けて 共同声明

関電は判決に従い、大飯原発・高浜原発の再稼働を断念せよ 関電は原子力から撤退せよ

5月21日、福井地方裁判所は、「大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」との判決を下した。

私達は、福井の原告団・弁護団の活動に深く敬意を表し、大きな喜びをもって判決を迎えた。

判決は、福島原発事故の被害の甚大さと住民の苦渋を正面から受け止め、このような事故を二度と繰り返してはならないという強い精神によって書かれている。「福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である」と明言している。そして、「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる」として、司法の社会的役割を強調して、運転差し止めの判決を下した。

判決は、関電の姿勢をことごとく厳しく批判している。大飯原発の安全性について「万全ではないのではないかという疑いが残るといふにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものである」「国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見解に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない」と厳しく関電を批判している。

判決は、敷地内活断層について、「大阪地方裁判所の仮処分事件においても主要な争点のひとつであった」として私たちの裁判にも言及し、関電がこれまでと全く異なる「新F-6」破碎帯を主張したことについて、「被告の調査能力の欠如や調査の杜撰さを示すものである」と関電を批判し、敷地内外の「被告の地震想定は信頼性に乏しいといえる」と言明している。

さらに、原発がコストの低減につながるとする関電に対し「極めて多数の人の存在そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている」。貿易赤字等による国富の喪失論に対しては、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と、福島原発事故で故郷を奪われた多くの人々が現に存在している厳しい現実を改めて突きつけている。

この判決は、原告だけでなく、関電の原発により被害を被る関西の市民に向けても発せられたものと受け止めている。

私達は、福井地裁の画期的判決を受け、以下を強く求める。

関電は控訴を断念せよ！

関電は判決に従い、大飯原発・高浜原発の再稼働を断念せよ！

関電は、原子力から撤退せよ！

2014年5月22日

おおい原発止めよう裁判の会（連絡先：美浜の会気付け）

グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL:075-701-7223 FAX:075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581